

令和元年度

第2回第二農地部会定例会議事録

令和元年5月31日（金）

ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

令和元年度 第2回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年5月31日(金) 午後1時30分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

1番	大 瀧	勇	2番	滝 沢	記 一	3番	村 松	勝 藏
4番	佐 藤	正 雪	5番	笹 川	慶 一 郎	6番	金 井	薫
7番	西 條	弘 子	8番	岸 田	健	9番	秦 正	敏
10番	望 月	博	11番	金 澤	稔			

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

秋山文雄(安塚区)

大滝正秋(浦川原区)

山岸健二(大島区)

長瀬一成(牧区)、上原正彦(〃)

上野登(柿崎区)、宮川武彦(〃)

細谷正夫(大潟区)

山本誠信(頸城区)

上野栄一(吉川区)、

※ 欠席・・・津幡徹重(安塚区)、山口利一(〃)

西山学(浦川原区)

高橋三登一(大島区)、岩野文義(〃)

米川尚登(牧区)

長井恒夫(柿崎区)、小池孝志(〃)

関川貞行(頸城区)、大澤純男(〃)

天明伸浩(吉川区)

前山明(三和区)、澤田清一(〃)、福原弥(〃)

・その他・・・無し

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③ 大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地利用集積計画変更について

⑥ 大潟区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について

6 会議

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後1時30分</p> <p>会議に入ります前に議案の差し替えをお願いします。柿崎区の議案であります。利用権集積計画の提出後において貸し手が死亡され、取り下げがあったことから当該者分を削除し、議案を調整しましたので、差し替えをお願いします。</p> <p>それでは、これより令和元年度第2回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】</p> <p>会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをよろしく願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】</p> <p>事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>全員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】</p> <p>次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>4番佐藤委員、5番笹川委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】</p> <p>議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。</p> <p>9番秦委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】</p> <p>これより、議案等の審議に入ります。</p>

議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》</p> <p>最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について》</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定ですが、6年を超え10年以内が1件、借り手1人、貸し手1人です。利用権を設定する土地は、田2筆1,939㎡、新規の設定が1件です。</p> <p>利用権の新規設定1件についてご説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。整理番号2126番ですが、借り手の方が83歳と高齢でいらっしゃいますが、息子さんがおられ、ゆくゆくは地域の担い手になれる方です。</p> <p>なお、これら利用権設定1件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《浦川原区駐在室の議案》</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について》</p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区	<p>浦川原区駐在室です。議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」</p>

<p>駐在室</p>	<p>番号 2507 番、番号 2508 番の 2 件をご説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。2507 番、2508 番は現在、譲受人が両親と居住している家屋が老朽化し、家に入るまでの道も狭く不便をきたしていることから、浦川原区虫川地内に農家住宅を建築するため申請農地の転用をするものです。</p> <p>2507 番は売買による所有権の移転、2508 番は使用貸借という契約内容となっています。2 頁に添付しました位置図及び現地確認から農地区分については、申請地の 300 メートル以内に市街化の指標となる施設（虫川大杉駅）があり、第 3 種農地と判断しました。3 頁に添付しました土地利用計画図から、生活排水は下水道、雨水排水は市道側溝へ排水とすることが確認でき、処理は適当で支障なしと判断しました。</p> <p>また、現地調査は 5 月 16 日に村松勝藏農業委員と実施しており、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れはなく、転用計画についても妥当なものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>「議案第 2 号農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。1 の権利の設定 10 年超が 3 件です。詳細は 5 頁をご覧ください。</p> <p>整理番号 2508 番から 2510 番までの 3 件は、4 月の農地部会に上程いたしました農用地利用集積計画のうち、5 月 10 日の公告日をもって農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地について、人・農地プランに登載された担い手へ農地を配分するものです。</p> <p>次に 2 の権利の移転が 1 件です。詳細は 6 頁をご覧ください。整理番号 2511 番 1 件ですが、農地中間管理機構から配分を受けた農地を別の担い手へ耕作権を移転するものです。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁の議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1の利用権設定の内訳は、3年以内が1件、3年を超え6年以内が1件です。借り手2人、貸し手2人で利用権を設定する土地は、田8筆11,719㎡で、新規2件です。2の利用権移転、3の所有権移転はありません。</p> <p>新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>2頁の整理番号2928番は、前年までの耕作者が病気療養となり、その回復までの間、地域の担い手へ貸付するものです。</p> <p>次に3頁、整理番号2929番につきましては、借り手の経営規模拡大の希望により、貸し付けるものです。</p> <p>なお、これら利用権設定2件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《牧区駐在室の議案》</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</p> <p>議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。</p> <p>1 頁をご覧ください。番号 3301 番は、譲受人が現在居住している住宅は、前面の国道 405 号線の拡幅工事の支障となり、移転を余儀なくされたことから譲渡人から隣接する当該農地を取得して住宅を建築するものです。</p> <p>申請地は 10ha 以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第 1 種農地に該当しますが、「一般個人住宅」の建築であり、許可基準の「住居その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」のいわゆる「集落滲み出し」に該当することから許可可能となります。</p> <p>現地調査は、地元農地利用最適化推進委員と 5 月 20 日に行いました。</p> <p>2 頁に位置図、3 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご確認ください。</p> <p>本件については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、転用計画についても妥当なものと判断いたしました。</p> <p>また、許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>次に議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、今回提案されている利用権移転の案件が全て金井委員関連ですので、初めに金井委員関連以外の利用権設定の案件を審議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>それでは、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」金井委員関連以外の利用権設定 9 件について説明いたします。</p> <p>4 頁をご覧ください。利用権設定、期間 3 年以内は 3 件、期間 3 年を超え 6 年以内は 5 件、期間 6 年を超え 10 年以内が 1 件です。借り手、貸し手ともに 8 人です。利用権を設定する土地は田 43 筆 31,375 m²で、再設定 6 件、新規 3 件です。詳細は 5 頁から 7 頁に記載いたしました。</p> <p>新規案件は、6 頁の整理番号 3435 番から 3437 番の 3 件で、いずれもこれまで貸し手が自作していた農地を、高齢による経営縮小により地元の農家に貸付するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数ですので、利用権設定 9 件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することと決定いたします。</p> <p>引き続き、金井委員関連の利用権移転 6 件を審議いたしますが、議事参与の制限がありますので、金井委員からは一時退席していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、金井委員関連の利用権移転 6 件を審議いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」金井委員関連の利用権移転 6 件について説明いたします。</p> <p>8 頁、9 頁をご覧ください。8 頁の整理番号 3441 番から 10 頁の 3445 番の 5</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>件は旧借り手の方の高齢による経営縮小により、また 10 頁の整理番号 3446 番は旧借り手の方の兼業による経営縮小により、それぞれ新借り手の金井委員に利用権を移転するものです。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数ですので、金井委員関連の利用権移転 6 件は原案のとおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することと決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p>	<p>《柿崎区駐在室の議案》</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区駐在室です。議案書は 1 頁をお開きください。議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1 の利用権設定の内訳は、期間 3 年以内が 4 件、3 年を超え 6 年以内が 3 件、6 年を超え 10 年以内が 3 件で合計 10 件、借り手 8 人、貸し手 9 人で、利用権を設定する土地は、田が 17 筆 19,488 ㎡です。再設定 8 件、新規 2 件です。また、利用権移転、所有権移転はなしです。詳細については、2 頁から 4 頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>4 頁の整理番号 3912 番、3913 番の 2 件です。2 件共に受け手の地域の担い手の規模拡大希望によるものです。</p> <p>なお、これら利用権設定 10 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
	<p><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></p>
議 長	<p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>次に議案書5頁をご覧ください。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3725番、3726番の2件を受理しましたので報告いたします。</p> <p>いずれも耕作者の労力不足による合意解約です。返還後の利用計画は、番号3725番については地権者が新潟市在住であることから、当面「休耕」となってしまいますが、地元での耕作者を見つけるよう農家組合に働きかけたいと考えております。</p> <p>番号3726番については、返還を受け「地権者自身での耕作」となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等が無いようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。</p> <p>詳細は6頁から7頁に記載のとおりですが、いずれも小作料の見直しに伴った減額変更です。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問等が無いようですので、本件を承認することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大潟区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 1頁をご覧ください。1の利用権設定です。3年以内が2件、6年を超え10年以内が2件、計4件、借り手人数は2人、貸し手人数は4人です。利用権を設定する土地は、地目が田で10筆26,263㎡、4件すべて再設定です。詳細は議案書に記載のとおりです。 これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p> <p><u>＜報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>

大潟区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。番号4607番の1件です。届出農地は大潟町・池ノ端地内で、県道大潟・高柳線沿いに位置する「登記簿地目 畑」を車庫ならびに物置の建築に伴い、住宅敷地を拡張するものです。位置図は5頁をご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等が無いようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></p>
議 長	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」ご報告いたします。</p> <p>6頁をご覧ください。番号4682番から4685番までの4件で、農地利用集積円滑化団体である「えちご上越農協」を介した契約案件であります。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問等が無いようですので、本件を承認いたします。</p>
	<p>《頸城区駐在室の議案》</p>
議 長	<p>次は頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
	<p><議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について></p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>1頁の議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号5301番をご説明いたします。申請者は現在アパートに住み市内の設計事務所に勤務して</p>

	<p>います。子どもが成長しアパートでは手狭になり住宅建設を計画しました。設計事務所の独立開業の予定もあり広い敷地を希望していることと、子どもの成長のための自然環境が豊かなこと、学校が近く交通至便なこと、家族で食べる野菜のほぼ全てを家庭菜園で収穫したい等の条件で土地を選定するなか、親戚が所有する土地を安価で譲ってもらえるとの話がまとまり、申請地に住宅と建築事務所を建設するものです。2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付いたしましたので、ご覧ください。</p> <p>農地区分ではありますが、10ha以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農地区分は原則転用ができない第1種に該当しますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設に該当するため、許可は可能となります。土地利用計画図から、住宅建築面積72.81㎡、事務所建築面積72.71㎡、カーポート18.21㎡（合計163.73㎡）、建ぺい率は20.78%であり、22%を下回っておりますが、住宅の西側は家庭菜園として使用するので外した場合は641㎡（788㎡－147㎡）で、25.54%となり、22%を上回り計画面積は妥当なものと判断しました。また、資金計画も妥当であり計画の実現性は高いと思われまます。</p> <p>この申請については、許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしていると考えております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><議案第2号農用地利用配分計画案に係る意見について> 議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。権利の設定で4件です。詳細について5頁をご覧ください。4月の農地部会に上程いたしました農用地利用集積計画のうち、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地について、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上</p>

<p>議 長</p>	<p>です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>次に報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。</p> <p>6頁の5309番をご覧ください。貸人の要望により合意解約するもので、返還後の利用計画につきましては、5月7日に田から畑への地目変更届が提出され、地主耕作となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等が無いようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。</p> <p>7頁の番号5309番から5315番をご覧ください。いずれも小作料の見直しによる額の変更です。今回の変更については、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいた</p>

議 長	<p>します。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問等が無いようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が1件のみで、借り手1人、貸し手1人で、利用権を設定する土地は、田が8筆8,606㎡、畑はなしです。再設定は1件のみです。利用権移転、所有権移転はなしです。詳細については、2頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、2頁をご覧ください。今回は、新規案件はなく再設定1件で期間3年になります。</p> <p>なお、以上1件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《三和区駐在室の議案》</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p>

議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	<p>1 頁の議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」整理番号 8684 番から 8697 番までの 14 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 4 件、3 年を超え 6 年以内が 4 件、6 年を超え 10 年以内が 6 件で、借手 11 人、貸手 14 人です。利用権を設定する土地は、田 38 筆 63, 122. 91 m²で再設定が 9 件、新規が 5 件です。詳細は 2 頁から 4 頁をご覧ください。</p> <p>まず、2 頁の整理番号 8686 番、8687 番は貸し手が同一世帯であり、これまで 8687 番の息子が耕作していたものを地域の担い手へ貸し付けるものです。</p> <p>3 頁の 8690 番、8691 番は賃貸人である土地所有者が農地利用集積円滑化団体であるえちご上越農業協同組合を介して、地域の担い手へ利用権設定を行っており、契約満了を機に他の筆の終期と併せるため、令和 7 年 5 月 9 日までの期間で再設定するものです。なお、土地は共有地のため共有者 3 名の職業等を表記しています。住所については、税務課の土地情報と連携しているため代表者武田喜代子さんの住所が出力されます。</p> <p>4 頁の 8692 番はこれまで賃貸借料を設定し契約していたものですが、生産調整が廃止されたことや農地が小規模で不正形な区画であることなどの営農条件を考慮し、賃料の設定を行わない使用貸借の形をとることで土地所有者から了承いただいております、双方合意した内容となります。</p> <p>8695 番は更新手続きが遅れたことから、今回新たに申請となったものです。</p> <p>8696 番、8697 番は、これまで他の借手との間で賃貸借を結んでいましたが、契約満了を機に貸付者を変更するものです。</p> <p>これらの案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞</u></p> <p>議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>三和区 駐在室</p>	<p>5 頁の議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」整理番号 8603 番の 1 件を説明いたします。先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地 1 筆について、農業者に配分するため利用配分計画案を作成しました。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>権利の設定の内訳は、期間は 10 年を超えるものが 1 件で、借手 1 人、権利を設定する土地は田 1 筆 8,965 m²です。詳細については、6 頁をご覧ください。人農地プランに掲載された担い手が機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
<p></p>	<p><u>＜報告第 1 号 農用地利用集積計画変更について＞</u></p>
<p>議 長</p> <p>三和区 駐在室</p>	<p>報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>7 頁の報告第 1 号「農用地利用集積計画変更について」番号 8606 番から 8610 番までの 5 件を報告いたします。</p> <p>8606 番、8607 番は農地利用集積円滑化団体を介して賃貸している案件であり、8608 番から 8610 番までは土地所有者・耕作者の間で賃貸借契約しているものとなります。いずれも小作料の金額を減額するものです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	質問等が無いようですので、本件を承認いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	本日の農地部会を終了いたします。（午後 2 時 18 分）